

南九州市選挙管理委員会告示第38号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間を以下のとおりとしたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定による読み替え後の同法第40条第1項の規定により告示する。

令和8年1月27日

南九州市選挙管理委員会

委員長 門園博徳

期日前投票所名	場 所	期 間
南九州市期日前投票所	南九州市役所穎娃庁舎	令和8年1月28日から 令和8年2月7日まで (最高裁判所裁判官国民審査については、令和8年2月1日から令和8年2月7日まで)
	南九州市役所知覧庁舎	
	南九州市役所川辺庁舎	
南九州市第一移動期日前投票車	山下集落農事集会所 新牧公民館 谷場営農研修センター	令和8年2月2日
	松永公民館 上出集会施設 桜山営農研修館	令和8年2月3日

		東垂水集落センター 瀬世地区研修館 折尾みどり館	令和 8 年 2 月 4 日
		厚地広報研修館 横井場公民館 雪丸公民館	令和 8 年 2 月 5 日
		加治佐多目的集会施設 耳原公民館 頸娃漁村センター	令和 8 年 2 月 6 日
南九州市 第二移動 期日前投 票所	南九州市 第二移動期 日前投票車	旧大谷地区営農研修館 小河路農村公園 大隣集落センター	令和 8 年 2 月 2 日
		小野公民館 宮中広報研修施設 両添公民館	令和 8 年 2 月 3 日
		古殿公民館 野間大久保広報研修施設 田部田研修館	令和 8 年 2 月 4 日
		総合地域施設下山田研修館 東研修施設 永田研修館	令和 8 年 2 月 5 日
		上別府集落センター 松久保集落センター 西塩屋公民館	令和 8 年 2 月 6 日